

質問事項一覧

| 質問番号 | 資料             | 概要               | 委員   | 御質問   |
|------|----------------|------------------|------|---|
| 1    | 資料 2           | 保護命令の発令状況        | 納米委員 | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の令和5年改正により、接近禁止命令の発令要件が「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に拡大された。改正後の発令状況、うち精神的暴力を原因とした発令状況について教示いただきたい。  |
| 2    | 資料 3           | 保護命令の発令状況        | 種部委員 | R5年DV法改正により精神的DVに対しても保護命令を発令することが可能となりましたが、心身の不調の診断や証明のハードルが高く、身体的暴力がない場合に保護命令を発令し安全確保をすることが困難と感じています。精神的DVのみ、精神的DV+身体的DV、身体的DVでの保護命令の発令件数の推移はどのような状況でしょうか。性的DVを根拠にした保護命令の発令が認められた事例はあるのでしょうか。  |
| 3    | 資料 2           | 加害者プログラムの実施状況    | 納米委員 | 第6次男女共同参画基本計画では2030年4月までに47都道府県すべてにおいて配偶者暴力加害者プログラムの実施に取り組むことが成果目標とされているが、現時点で実施に取り組んでいる都道府県数を教示いただきたい。また、現時点で課題となっていること、取組を進めるための方策として今後予定している施策の内容、事業規模について教示いただきたい。  |
| 4    | 資料 2<br>参考資料 3 | 加害者プログラムの参加の義務付け | 納米委員 | 参考資料 3 P76には、「加害者に対する迅速・的確な対応を徹底するとともに、加害者に対する治療等の有用性の教示や、精神医学的・心理学的アプローチ、受刑者に対するストーカー行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施・充実等、警察、刑事施設、医療機関等の関係機関が連携し、加害者更生に係る取組を推進する。」とされている。本年3月に池袋で起きた元交際相手による女性殺害事件では、警察は加害者へ受診を促したが加害者は応じなかったと報道されている。ストーカー、DVによる殺人事件は度々起きている。また、改正家族法の運用においてDVは必要的単独親権事由とされている。共同親権としたい場合、婚姻中にDV行為があったとしても、自発的に加害者プログラムに参加することは、加害をしたことを認めることになるので、自発的なプログラム参加は難しいのではないかと。ストーカー・DV加害者へ加害者プログラム参加、受診を命令する制度を設けるべきではないか。 |
| 5    | 資料 4           | 支援調整会議           | 大岡委員 | 「工 犯罪被害者等への途切れない支援の提供体制の構築」のなかで、支援調整会議が全国で行われつつあるが、それは性被害は対象にはいっても、性暴力全般がその対象にはなっていない（基本は警察に被害届が出されたものが対象となっているかと思います）。被害届が出されていない性暴力被害者の支援調整会議はどこが担うことが望ましいと国としては考えているか。ワンストップ支援センターにそれができているところはどれくらいあると認識されているかお尋ねしたい。   |
| 6    | 資料 3           | 調停、面会交流、親権       | 種部委員 | 被害者がDVと認識していないなど入口にたどり着かない場合はまだ多いと思われるものの、DVの入口対策は、法改正を含めて前進してきたと思います。一方、生活再建までの出口支援は脆弱で、その不安から逃げる選択を躊躇しているものを多く見受けます。保護命令が発令された事例でも、調停、裁判においてDVがあったことが認められず（証明できず）、面会交流の取り決めが行われる事例もあります。保護命令が出されていなければなおのことです。DV相談を受け、離婚が成立した事例において、調停や裁判で面会交流や親権がどのような予後になっているのか、支配が続く事例がどの程度あるのか、把握はできているのでしょうか。見える化が必要と思います。   |